| | | | |
|---|---|---|---|
| 高速自動車国道（橋梁を除く。） | | | ○・六 |
| 都道府県道（橋梁を除く。） | 砂利道 | | 一・○ |
| | 舗装道 | | ○・五 |
| 橋梁 | | | 四・三 |

4　前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

| 指定道府県又は指定市の区分 | 率 |
|---|---|
| 五〇人以下のもの | 一・〇 |
| 五〇人を超え一〇〇人以下のもの | 一・二 |
| 一〇〇人を超え一五〇人以下のもの | 一・四 |
| 一五〇人を超え二〇〇人以下のもの | 一・六 |
| 二〇〇人を超え二五〇人以下のもの | 一・八 |
| 二五〇人を超え三〇〇人以下のもの | 二・〇 |
| 三〇〇人を超え三五〇人以下のもの | 二・三 |
| 三五〇人を超え四〇〇人以下のもの | 二・五 |
| 四〇〇人を超え四五〇人以下のもの | 二・七 |
| 四五〇人を超え五〇〇人以下のもの | 二・九 |
| 五〇〇人を超え五五〇人以下のもの | 三・一 |
| 五五〇人を超え六〇〇人以下のもの | 三・三 |
| 六〇〇人を超え六五〇人以下のもの | 三・五 |
| 六五〇人を超え七〇〇人以下のもの | 三・七 |
| 七〇〇人を超えるもの | 三・九 |

5　第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

（人口の定義等）

**第九条の十三**　第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2　市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3　市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する。

4　前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九条の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

（環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務）

**第九条の十四**　市町村長（特別区の区長を含む。）は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

**第九条の十五**　道府県は、法第百七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。

$$\left\{\frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}} + \frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}\right\} \times \frac{1}{2}$$

2　前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3　第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4　第一項前段の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第二項の規定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。